

一般会計の負担となります。こうした借入金、負担金を合算し、一般財源の標準的な規模と比較して指標化したもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、一般会計の資金繰りが危険な状態になります。

#### (4) 将来負担比率

一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等のうち、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

一般会計が将来支払っていく負債には、町の長期の借入金残高のほか、公営企業等の他会計の借入金残高のうち一般会計が負担するもの、また、一部事務組合に係る借入金のうち町の負担分などがあります。こうした現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したもので、この比率が高い場合、財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

**(5) 資金不足比率**

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、

経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

公営企業の経営状況を公営企業の料金収入に対する資金不足の規模で表したもので、この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが難しくなります。

### 4. 算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、一般会計及び7特別会計の実質収支が黒字決算となったことから算定できません。

#### (1) 実質公債費比率

前年度と比較すると1.1%改善されていますが、改善の要因は、春日地区国営農地開発事業の負担金、償還金の終了や安平町土地開発公社への負担金が借入金の繰上償還で減少したことによりです。実質公債費比率は、次表のとおり年々減少しています。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%ですが、18%を超える各種事業の実施にあたっての借入金が増えることから、現状の数値ではまだ「警戒ライン」にあり、

	単年度 実質赤字比率	H 21 実質赤字比率	H 20 実質赤字比率
平成 18 年度		16.4 (3 か年平均)	17.5 (3 か年平均)
平成 19 年度	17.7		
平成 20 年度	16.4		
平成 21 年度	15.2		

さらに改善することを目指しています。

平成19年度から認められた繰上償還の補償金免除制度の活用や国庫補助事業町負担分の償還金の繰上償還等で、利子分の削減と併せて実質公債費比率を下げています。

#### (2) 将来負担比率

前年度の84.2%と比較すると127.4%と悪化しています。早期健全化基準は350%であり、「安全ライン」にあると言えます。平成

21年度は、はやきたこども園や消防庁舎等の大型事業があり、借入金の総額は、平成20年度と比較すると約6億円増の15億8,508万円となっています。これにより、平成20年度末の借入金残高89億9,132万円が平成21年度末では97億2,863万円と7億円以上増えたこと、地方公営企業の借入金の償還のための一般会計繰出し見込みが、下水道事業の資本費平準化債の算定調整により増えたことによりです。

しかし、借入金の残高は増えています。その借入金には過疎債や合併特例債といった、後年度に交付税措置のある借入を多くしていますので、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成20年度の78億2,108万円から平成21年度は86億4,233万円と8億円以上増額となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、平成21年度決算時で約49億円であり、単年度の一般財源規模の約1.3倍と言えます。

**問合せ** 財政課財政グループ  
☎2511(内線221)

安平町は、市町村合併により、合併補助金、交付税の特例、合併特例債や早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は1市町村ではどうしようもないほど変化し、現下の不況は、町税の大きな減少など町の財政にも大きく影響しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の増額で他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能ですが、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを合併の優遇措置が切れるまでに検討していく必要があります。

#### ※用語解説

- 合併特例債とは、市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では平成27年度まで借り入れることができ、借入額の7割が交付税措置されます。
- 過疎債とは、過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することによって住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入額の7割が交付税措置されます。